

カテゴリ	質問	回答
概要	この通知はどのようなものですか。 また返還額がない場合も提出する必要があるのですか。	昨年度交付を行った支援金について、仕入れ控除税額の確定後、返還すべき消費税があるかどうかを調べるものです。返還額がゼロの場合についても報告をお願いします。
	前年度、実績報告を行いましたがこの報告は必要ですか。	実績報告を行っていても仕入れ控除税額の報告は必要です。
	通知が来ましたが、簡易課税方式のため返還はありません。この場合も提出は必要でしょうか。	簡易課税方式を採用されている場合返還は生じませんが、本府として返還が不要であることを判断するため、「貴機関が簡易課税方式を採用している」の旨を「別紙概要：返還なし」の提出をお願いします。
提出時期	(5) 提出の予定時期は年明け(令和4年)でもよろしいでしょうか？	報告書は、確定申告後速やかにご提出ください。 事情があって遅延する場合は、そのご事情を遅延理由書に記入いただき提出をお願いいたします。
提出方法	今回の京都府医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業補助金について、医療と介護で補助金交付された場合、消費税及び地方消費税仕入控除税額報告書は別々に行う必要がありますか。	医療分と介護分は別の補助金となりますので、別途報告が必要になります。
	確定申告の写しの提出をメールで送る際は、PDFで送ればよいのでしょうか？	ご提出はPDFで問題ありません。
報告内容	個別対応方式の「仕入控除税額の概要」のところにある「課税売上対応分(A)」、「非課税売上対応分(B)」、「共通対応分(C)」の違いが良く分かりません。	「課税売上対応分(A)」「非課税売上対応分(B)」の区分については、確定申告のために作成された帳簿等の作成時に、どの分類で計上されたかをもとに記載していただく必要がございます。(仕入控除を受けるためには課税仕入で計上されたか非課税仕入で計上されたか明らかにする帳簿を備えることが必要です) 確定申告の作成に使用された帳簿等を確認いただくか、税申告を税理士等に依頼されている場合、申告書の作成者にご確認いただきますようお願いいたします。 (参考) No.6497 仕入税額控除のために保存する帳簿及び請求書等の記載事項 https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shohi/6497.htm
	消費税及び地方消費税仕入控除税額報告書の別紙概要の「対象経費(または補助金)の用途の内訳」に記載する費目名は、実際の当社の会計の科目名を記載するべきなのですか。 (例:補助金の対象費用に「賃金」とあるが、会社の会計科目名としては、「給与手当」を使っている場合、別紙概要の「対象経費(または補助金)の用途の内訳」に記載する費目名は、「賃金」または「給与手当」のいずれを記載するか。)	概要に記載する経費の名称は会社で使用されている費目名で差し支えありません(お尋ねの例の場合、別紙概要には給与手当と記載してください)
	法人として、診療所と訪問看護ステーションにおいて補助金が交付されている場合、報告はまとめてもよいのですか。	補助金を受けた診療所と訪問看護ステーションで各々の事業分で報告が必要となります。
	法人として2医療機関分(2薬局分)を一括で報告したらよいのですか？ それとも別々に1件ずつの報告するのですか？	書類は1機関(1薬局)ごとに(補助金申請の単位ごとに)作成をお願いします。 ただし、まとめて郵送(送信)いただいで問題ありません。
	薬局について、対象となる補助金は初めの70万円に係るものか？ それとも後の20万円に係るものか？それとも合算した90万円が対象になるのか？	今回の依頼は、京都府より案内を行なった「京都府医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業補助金」に係るもので、上限70万円の補助金に対する報告です。 20万円上限の補助金は、厚労省が実施している令和2年度(または令和3年度)の「新型コロナウイルス感染症感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助金」ですので、今回の報告の対象外です。
①<補助事業者>は、「申請をした店舗(医療機関、訪問看護ステーション、助産所)」でしょうか？法人名でしょうか？また、代表者は、法人代表者でよろしいでしょうか？ ②(3)施設名は申請をした各店舗等名(医療機関名、訪問看護ステーション名、助産所名)でよろしいでしょうか？	①遅延理由書の上部、補助事業者名の部分は、法人名を記入ください。代表者も、法人代表者氏名をお願いいたします。 ②施設名は、申請をいただいた「医療機関名や薬局名等」です。各店舗等の名称をお書きください。	
2期にまたがる決算	補助金対象経費が2期にまたがっている場合、報告時期や報告方法はどちらがよいのですか。	2か年分の内容が確定した時点でまとめてご提出ください。 また、決算時期が未到来のため締切までに提出できない場合、遅延理由書を締切期日までにご提出ください。 また、2か年分まとめて提出される際の報告書類は、原則次のとおりとなりますかと思います。 ①報告書(返還額は合算して記載) ②概要(1期目) ③確定申告書の写し(1期目) ④概要(2期目) ⑤確定申告書の写し(2期目)
	補助事業の実施期間が申告期間の2期に渡る場合、2期に分けて概要書の作成が必要とのことですが、当社の申告期間はどこを見ればわかりますか	確定申告書の鑑(第一表)の左に記載されている期間を確認してください。